

（家畜伝染病のまん延の防止に係る家畜の種類等の指定の解除）
青森県告示第七号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するために令和三年十二月十二日青森県告示第八十八号をもって青森県家畜伝染病まん延防止規則（昭和五十年四月青森県規則第十九号）第三条第一項の規定により指定した次に掲げる家畜の種類並びに指定家畜等の移動及び移出の禁止区域について、当該指定を解除するので、同条第二項の規定により告示する。

令和四年一月五日

青森県知事 三村 申 吾

一 家畜の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

二 指定家畜等の移動及び移出の禁止区域

移動の禁止区域

三戸郡三戸町貝守字細久保